

平成 29 年 9 月 4 日

厚生労働省 保険局
局長 鈴木 俊彦 殿

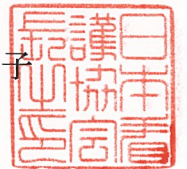
一般社団法人 日本病院会 会長 相澤孝夫



公益社団法人 全日本病院協会 会長 猪口雄



公益社団法人 日本看護協会 会長 福井トシ子



「重症度、医療・看護必要度」に関する要望

入院基本料の主要な評価指標の一つである「重症度、医療・看護必要度」は、患者の状態像および提供されている医療・看護の内容が両方反映される重要な指標である。

しかし本年4月、財務省財政制度等審議会において、入院基本料について「提供している医療機能により評価される仕組みを目指していくべき」という指摘がなされた。

また、今年度中央社会保険医療協議会において、「現行の一般病棟入院基本料は、主に看護配置等の要件で段階的に設定されており、入院医療については、患者の状態や診療の効率性等の要素も考慮する必要があるのではないか。」との論点提示がされている。

日本病院会、全日本病院協会、日本看護協会では、「重症度、医療・看護必要度」の見直しにあたっては、根拠に基づいた慎重な議論が必要であり、変更にあたっては医療現場の混乱や負担増を避ける必要があることから、平成30年診療報酬改定での拙速な改変は避けるべきと考える。なお、重症度、医療・看護必要度における、ICT（DPCデータ）の利用は、医療の効率的な運用において有効と考えられるので、十分な検討を行う必要がある。

については、2025年を見据えた安全で安心な医療の実現に資する体制整備を推進するため、下記のように要望する。

記

- ①「重症度、医療・看護必要度」について平成30年改定で拙速な改変を避けること
- ②「重症度、医療・看護必要度」のあり方を中・長期的に検討すること
- ③検討の場において関係団体の意見を十分に反映し、根拠に基づいた議論を行うこと

以上